居宅介護

令和6年4月報酬単価

居宅介護における身体介護	30分未満	256 単位
	30分以上1時間未満	404 単位
	1時間以上1時間30分未満	587 単位
	1時間30分以上2時間未満	669 単位
	2時間以上2時間30分未満	754 単位
	2時間30分以上3時間未満	837 単位
	3時間以上	921単位に30分を増すごとに＋83 単位
通院等介助（身体介護を伴う場合）	30分未満	256 単位
	30分以上1時間未満	404 単位
	1時間以上1時間30分未満	587 単位
	1時間30分以上2時間未満	669 単位
	2時間以上2時間30分未満	754 単位
	2時間30分以上3時間未満	837 単位
	3時間以上	921単位に30分を増すごとに＋83 単位
家事援助	30分未満	106 単位
	30分以上45分未満	153 単位
	45分以上1時間未満	197 単位
	1時間以上1時間15分未満	239 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上	311単位に15分を増すごとに＋35 単位
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30分未満	106 単位
	30分以上1時間未満	197 単位
	1時間以上1時間30分未満	275 単位
	1時間30分以上	345単位に30分を増すごとに＋69 単位
通院等乗降介助		102 単位
※共生型サービスは上記と同様。		

居宅介護

令和4年10月報酬単価

居宅介護における身体介護	30分未満	255 単位
	30分以上1時間未満	402 単位
	1時間以上1時間30分未満	584 単位
	1時間30分以上2時間未満	666 単位
	2時間以上2時間30分未満	750 単位
	2時間30分以上3時間未満	833 単位
	3時間以上	916単位に30分を増すごとに＋83 単位
通院等介助（身体介護を伴う場合）	30分未満	255 単位
	30分以上1時間未満	402 単位
	1時間以上1時間30分未満	584 単位
	1時間30分以上2時間未満	666 単位
	2時間以上2時間30分未満	750 単位
	2時間30分以上3時間未満	833 単位
	3時間以上	916単位に30分を増すごとに＋83 単位
家事援助	30分未満	105 単位
	30分以上45分未満	152 単位
	45分以上1時間未満	196 単位
	1時間以上1時間15分未満	238 単位
	1時間15分以上1時間30分未満	274 単位
	1時間30分以上	309単位に15分を増すごとに＋35 単位
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30分未満	105 単位
	30分以上1時間未満	196 単位
	1時間以上1時間30分未満	274 単位
	1時間30分以上	343単位に30分を増すごとに＋69 単位
通院等乗降介助		101 単位
※共生型サービスは上記と同様。		

居宅介護

令和6年4月報酬単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合		
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %	
家事援助、通院等介助(身体伴わない)通院等乗降介助	90 %	
重度訪問介護研修修了者による場合		
居宅介護、通院等介助（身体伴う）		
1時間未満	186 単位	
1時間半未満	277 単位	
2時間未満	369 単位	
2時間半未満	461 単位	
3時間未満	553 単位	
3時間以上	638単位に30分増すごとに+86単位	
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、通院等乗降介助	90 %	
2人の居宅介護従業者による場合	200 %	
夜間もしくは早朝の場合	25 %	
深夜の場合	50 %	
初任者研修課程修了者が作成した介護計画に基づき提供する場合 ※廃止		
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	90 %	
上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	90 %	
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）	85 %	
身体拘束廃止未実施加算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設

居宅介護

令和4年10月報酬単価

基礎研修課程修了者等により行われる場合	
居宅介護、通院等介助(身体伴う)	70 %
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、通院等乗降介助	90 %
重度訪問介護研修修了者による場合	
居宅介護、通院等介助（身体伴う）	
1時間未満	185 単位
1時間半未満	275 単位
2時間未満	367 単位
2時間半未満	458 単位
3時間未満	550 単位
3時間以上	635単位に30分増すごとに＋86単位
家事援助、通院等介助(身体伴わない)、通院等乗降介助	90 %
2人の居宅介護従業者による場合	200 %
夜間もしくは早朝の場合	25 %
深夜の場合	50 %
初任者研修課程修了者が作成した介護計画に基づき提供する場合	70 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	90 %
上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	90 %
事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）	85 %
身体拘束廃止未実施加算	−5 単位

業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特定事業所加算（Ⅰ）	20 %	
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %	
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %	
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算	100 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉専門職員等連携加算	564 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	27.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	20.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	11.1 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	7.0 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	5.5 %	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %	
※令和6年5月31日まで算定可能		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	41.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	40.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	34.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	27.3 %	新設
※令和6年6月1日から算定可能		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1)	37.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2)	34.3 %	新設

特定事業所加算（Ⅰ）	20 %
特定事業所加算（Ⅱ）	10 %
特定事業所加算（Ⅲ）	10 %
特定事業所加算（Ⅳ）	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉専門職員等連携加算	564 単位
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	27.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	20.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	11.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	7.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)	35.7 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4)	32.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5)	29.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6)	28.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7)	25.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8)	30.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9)	23.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10)	20.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11)	22.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12)	19.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13)	18.4 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14)	13.9 %	新設

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、
令和7年3月31日まで算定可能